

マニユライフ生命、同性パートナーを死亡保険金・死亡給付金の 受取人に指定できる取り扱いを開始

マニユライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO: ギャビン・ロビンソン、本社: 東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は、このほど、死亡保険金・死亡給付金の受取人の指定範囲を拡大し、新たに同性パートナーを受取人に指定できる取り扱いを開始しました。

マニユライフ生命では、これまで死亡保険金・死亡給付金の受取人は親族等を指定いただくことを原則としていました。しかし、昨今の社会的な要請を受けて、一定の条件を満たした場合に同性パートナーを受取人に指定いただけるよう、取り扱いを変更しました。指定にあたっては、以下のお手続きが必要となります。

- (1) マニユライフ生命所定の『パートナー関係に関する確認書』の提出
- (2) 自治体発行の「パートナーシップ証明書」などの提出
※自治体発行の「パートナーシップ証明書」などの提出がない場合、訪問によるご契約内容確認を行わせていただきます。

マニユライフ生命では、企業戦略の一つとしてダイバーシティの推進に取り組んでおり、社会におけるダイバーシティを尊重しています。マニユライフ生命は、今後も先進的な商品およびサービスのご提供に努めてまいります。

マニユライフについて

マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニユライフ)は、世界有数の大手金融サービスグループです。米国においてはジョン・ハンコックのブランドで、その他の地域ではマニユライフとして事業を行い、お客さまの資金や金融面における重大な決断をサポートする先進的なソリューションをご提供しています。マニユライフは個人・団体・機関投資家のお客さま向けに、ファイナンシャル・アドバイスや保険、資産運用・形成のための商品やサービスをご提供しています。2015 年末現在、マニユライフは世界中で 34,000 人の職員と 63,000 人のエージェントおよび数千の販売パートナーを擁し、2,000 万人のお客さまに商品やサービスをご提供しています。マニユライフの管理運用資産は、2016 年 9 月末現在およそ 9,660 億カナダドル(7,360 億米ドル)です。また、過去 1 年の間にお客さまにお支払いした保険金、給付金および利息は 244 億カナダドル超となりました。マニユライフは主にカナダ、米国、アジアで 100 年以上にわたって事業を展開しています。カナダのトロントに本拠を置き、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。詳細はウェブサイト(www.manulife.com または www.johnhancock.com)をご覧ください。

